

汪康年の山本憲に宛てた書簡（訳注）

呂 順 長

はじめに

汪康年と山本憲（号は梅崖）との往来書簡、お互いの交友関係などについては、吉尾寛「清末の変法派人士汪康年から山本憲への手紙—『山本憲関係書簡』の史料価値を示しつつ—」（高知市立自由民権記念館紀要第16号、2008年8月）、拙論「山本梅崖と汪康年の交遊」（四天王寺国際仏教大学紀要第45号、2008年3月）などの先行研究がある。また山本憲の中国遊歴については、遠藤光正「山本梅崖の見た日清戦争後の中国—「燕山楚水紀遊」を中心として—」（『東洋研究』第82号、1987年2月）がある。

高知市立自由民権記念館に所蔵される「山本憲関係資料」¹⁾のうち、汪康年の山本憲に宛てた直筆書簡が19通あり、最初の日付は1897年11月22日、最後は1909年3月13日とされ、約12年の幅をもつ。日中交流史などの研究において大変貴重な史料であると判断し、上記吉尾氏の論文を参考にしながら、それに対して解説と訓読を行い、さらに一部の内容に対して注を付けた。

なお、山本憲が汪康年に宛てた書簡も15通²⁾残され、1989年12月に上海古籍出版社から出版された『汪康年師友書札』（第4冊、3293-3302頁）に収録されている。汪康年と山本憲との往来書簡を合わせて読めば、二人の交友関係、戊戌政変・義和団事件・日露戦争など当該時期に起きた数々の事件に対するそれぞれの見解などが一層浮き彫りになろう。

凡例

- 1、書簡の繁体字は原文ではそのままにし、書き下し文と注では可能な限り略字に改めた。また繰り返し記号（々）は元の文字に改めた。
- 2、底本に句読点がなかったので、文意によりそれを付けた。割注は（ ）を用いて示した。
- 3、底本に敬意を示すための欠字（1字か2字分の空白）、平出、擡頭が多く見られるが、それを省略した。
- 4、注は原文に付け、それぞれの該当箇所の下線を引いた。
- 5、1-19の順番はそれぞれ高知市立自由民権記念館の整理番号C73-C91に当たり、1（C73）、19（C91）のように示した。

1) 2006年に山本梅崖の親族から高知市立自由民権記念館に寄託されたものである。同記念館から作成された『山本憲関係資料目録』によると、書簡・自筆原稿・写真などの資料が6000点以上含まれているという。

2) 1905年以降の両者の書簡の内容が噛み合わない部分もあり、山本憲の汪康年に宛てた書簡が一部失われている可能性がある。

- 6、原文末尾の〔 〕内は封筒の日付または書簡の内容などから判断して、可能な限り各書簡の日付を示したものである。漢数字は旧暦、アラビア数字は新暦を表す。
- 7、ルビは筆者の独断で一部に付けた。

汪康年書簡原文・訳注

1 (C73)

山本先生閣下

弟到館³⁾讀尊示、敬悉。弟當於初一日⁴⁾詣尊處⁵⁾、偕閣下往各友⁶⁾處一談。專此奉布。敬請道安。

弟汪康年頓首。〔封筒表書き日付は十月廿八日、1897年11月22日〕

山本先生閣下

弟、館に到り尊示を読み、敬悉せり。弟は当に初一日に尊處^{いた}に詣り、閣下と偕^{とも}に各友の處に往き一たび談ずべし。専ら此^{こゝ}に奉布す。敬みて道安を請う。弟汪康年頓首。

2 (C74)

前日奉一函、由郵便寄、想已督入⁷⁾。頃奉上敝報⁸⁾兩包共五十期、乞督入。餘詳前函。敬上梅崖先生。康年頓首。正月十五日。〔光緒二十四年正月十五日、1898年2月5日〕

前日一函を奉り、郵便に由り寄せ、想うに已に督入^{さつにゅう}せられたりと。頃^{このごろ}弊報を兩包共に五十期奉上し、督入せられんことを乞う。余は前函に詳らかなり。梅崖先生に敬上す。康年頓首。正月十五日。

3 (C75)

梅崖先生執事

大坂停驂⁹⁾、得候望顔色¹⁰⁾、蒙以優禮相待、並得遂升堂拜母之願。惜以歸期迫切、不獲久留。

3) 館：汪康年が経理を務める時務報館のこと。

4) 初一日：1897年11月1日（旧暦）→1897年11月24日（新暦）

5) 尊處：山本梅崖が上海滞在中に泊まった旅館「東和洋行」を指す。『燕山楚水紀遊』卷一第30葉に「至上海碼頭、則已炷燈。直至鉄馬橋東和洋行投宿。」卷二第3葉に「余所寓東和洋行。在米租界虹口鉄馬橋西。樓前一渠。可以通蘇杭及鎮江松江等處。」とある。

6) 各友：『燕山楚水紀遊』によると、初一日に汪康年の案内で尋ねたのは張騫と葉瀚である。湯寿潜宅にも尋ねたが、不在であった。また汪康年の時務報社にも行き、そこで汪大鈞・曾広鈞（曾広銓の誤り）・田其田・古城貞吉と会っている。汪康年本人とはそれまでにすでに2回（11月16日と11月18日）会っている。

7) 督入：査収。

8) 敝報：時務報のこと。

9) 大坂停驂：1898年1月に汪康年が東京を訪問したのち、15日に大阪に入り、山本梅崖と面会している。

10) 顔色：容顔、容貌。

乃荷遠送，又賜珍食。康年千里歸來，夢寐之中，猶如聆警欵¹¹⁾也。回上海後，聞膠州事¹²⁾已結。然苟且敷衍，將來之患，正未有艾。又聞張香帥¹³⁾及劉峴帥¹⁴⁾均極以與貴國聯和為上策，已將奏請派員赴貴國，但未識內意何如。此事若成，誠兩國之福也。康年近來料理日報，事極忙冗。不多及。敬頌起居。並候太夫人萬福。又候賢夫人安好。弟康年頓首。〔汪康年が神戸を離れて帰国したのは1898年1月18日なので、その帰国直後のものであろう。〕

梅崖先生執事

大坂に停驂^{ていさん}し、顔色^{こうぼく}を候望するを得、優礼を以て相待つを蒙り、並びに堂に昇り母を拝するの願いを遂ぐるを得たり。惜しむらくは帰期の迫促するを以て、久しく留まるを獲ず。乃ち遠く送るを荷^{こうむ}り、又た珍食を賜う。康年は千里より帰り来り、夢寐^{むび}の中、猶お警欵^{けいがい}を聴くが如きなり。上海に回りし後、膠州^{かうしゅう}の事、已に結びしを聞く。然るに苟且に敷衍し、将来の患いは正に未だ艾むこと有らざらん。又た聞く、張香帥^{ちやうこうすい}及び劉峴帥^{りゅうけんすい}は均しく極めて貴国と聯和するを以て上策と為し、已に將に員^{ひと}を派^{つか}わして貴国に赴くことを奏請せんとすと。但だ未だ内意の何如なるかを識^しらず。此の事若し成らば、誠に両国の福^{さいわい}なり。康年近來日報を料理し、事極めて忙冗^{ぼうじょう}なり。多く及ばず。敬みて起居を頌す。並びに太夫人に万福^{うかが}を候う。又た賢夫人に安好を候う。弟康年頓首。

4 (C76)

敬啓者

佐澤先生來，帶到手書並惠賜印泥一匣。具見吾二人心心相印，永矢勿諠。不同鴻爪雪泥，徒成陳跡已也。領謝領謝。今乘王惕齋¹⁵⁾東游之便，託其帶呈杭州龍井雨前茶¹⁶⁾二瓶，聊以伴函，敬祈晒納。不敢希古人如水之交，聊使吾兄一嘗異鄉清味，如見故人也。前承惠寄譯件¹⁷⁾，已登敝報六十一冊，其于敝館增光曷已。併此鳴謝。此上梅崖先生。弟汪康年頓首。四月廿日。附佐澤先生信，乞轉交。〔光緒二十四年四月廿日、1898年6月8日〕

11) 警欵：談笑すること。

12) 膠州事：1897年11月、2人のドイツ人宣教師が殺害されたことを口実に、ドイツが膠州湾に戦艦を派遣し、それを占拠した事件。

13) 張香帥：湖広総督張之洞のこと。「香」は張之洞の号「香濤」を、「帥」は総督を意味する。

14) 劉峴帥：两江総督劉坤一のこと。「峴」はその字「峴莊」を意味する。

15) 王惕齋：王仁乾のこと、「惕齋」はその字である。浙江慈溪の出身で、明治の初めの頃に来日したと見られる。東京筑地入船町に書籍や文具を扱う商店「凌雲閣」を持つ。大河内輝声、岡千仞などと深い交遊を持つ。

16) 雨前茶：穀雨の前に摘んだ茶葉で作った茶。

17) 惠寄訳件：『時務報』（第六一冊）、『農学叢書』（第三集）、『清議報』（第二、四、六冊）に山本梅崖の訳文または論文が確認されている。また、康有為の山本憲に宛てた書簡から、梅清処塾の塾生数人も1898-1899年に『清議報』に多くの翻訳原稿を提供したことが分かる。

敬啓者

佐沢先生来たりて、手書並びに印泥^{ひとはこ}一匣を帶して到れり。具^{つぶ}さに見る、吾が二人の心と心の相印^{あいうつ}り、永^{とこしえ}に誼^{わす}るる勿^なきを矢^{ちか}うを。鴻爪雪泥^{こうそうせつでい}の徒^{いたず}らに陳跡と成るのみに同じからず。領謝領謝す。今、王惕齋^{おうてきさい}の東游するの便^{しんのう}に乗じ、其に託して杭州龍井の雨前茶二瓶を帶呈し、聊^{いささ}か以て函に伴わしめん。敬みて晒納^{しやうなつ}を祈る。敢えて古人の水の如き交わりを^{こいねが}希^{こいねが}わずして、聊か吾兄をして一たび異郷の清らかな味を^な嘗めしめ、故人に見ゆるが如きなり。前に惠寄を承りし訳件は已に弊報の六十一冊に登せり。其れ弊館に於いて光を増すこと曷^{なん}ぞ已^{はなは}だしきや。併せて此に鳴謝す。此に梅崖先生に^こ上^{たてまつ}る。弟汪康年頓首。四月廿日。佐沢先生への信を附し、^{てわたし}転交せられんことを乞う。

5 (C77)

梅崖先生閣下

奉書敬悉。尊著《燕山楚水游记》¹⁸⁾ 四部亦收到。除拜領一部外、餘三部即遵囑分致葉浩吾¹⁹⁾、湯螯仙²⁰⁾、梁卓如²¹⁾ 三君矣。捧讀大著、覺從者²²⁾ 於行役之時、採風問俗、隨地留意、寔為不負此行。書中於敝邦政治頹廢之原、孔教式微之故、尤能洞見癡結²³⁾、言之確鑿。弟忝屬土流、關懷宗國、讀之不覺悚然汗下、慚愧交并。至於興亞之念、中東²⁴⁾ 聯合之思、時時流露於言間、則尤足見先生志事所在、不僅以筆墨雅飭追蹤古人已也。敝邦近事無復可言。前月法人忽欲翻二十餘年之成案、索寧波人在申所置之義塚。寧人大怒、聚眾與爭²⁵⁾、罷市五日。近雖已開市、而此事尚未了結。外人要挾已成慣技、此次忽為²⁶⁾ 閹人所挫、忠義之氣僅留於市井、可愧也已。敬問起居、伏維為道自重。弟汪康年頓首。

大著記張季直修撰²⁷⁾ 吸食洋煙²⁸⁾、其實伊同住友人吸食者。此事似系誤會。又及。〔封筒表

18) 燕山楚水游记：正しくは燕山楚水紀遊で、山本梅崖が1897年に中国に旅行した時の記録である。

19) 葉浩吾：葉翰（1861－1936）、字は浩吾、浙江省仁和县の出身で、清末の維新派思想家である。1897年に汪康年・曾广銓らと上海で蒙學報を創刊し、1902年に發起人として蔡元培・章太炎らと上海で中国教育会を設立する。著書に『尊聖論』『墨子大全』などがある。1897年11月に上海で山本梅崖と会っている。

20) 湯螯仙：湯寿潜、字は螯仙、浙江省山陰県の出身で、清末民初の実業家と政治家である。著書『危言』では、冗員の淘汰、科挙の改革、学校の開設、鉱山の開発、鉄道の建設、海防の強化などの改革論を説く。

21) 梁卓如：梁啓超、字は卓如。汪康年が経理を務める時務報の主筆を担当する。

22) 從者：「孔子の從者」の意か。山本梅崖を指す。

23) 癡結：問題の根源。

24) 中東：中国と日本。

25) 聚衆与争：1898年7月にフランス租界で起きた、上海にいる寧波籍の民衆とフランス人との大規模な衝突事件。

26) 閹：市井、ちまた。

27) 張季直修撰：張謇、字は季直、翰林院修撰。

28) 吸食洋煙：『燕山楚水紀遊』巻下第37葉に、「汪子（穰卿）来過。見誘訪張子。（名謇、字季直、通州人、甲午狀元、今家居）房中具鴉片器。」とある。

書き日付は六月初十日、1898年7月28日]

梅崖先生閣下

奉書を敬悉せり。尊著『燕山楚水遊記』四部も亦た收到る。一部拝領するを除く外、余の三部は即ち囑に遵いて分ちて葉浩吾・湯蟄仙・梁卓如の三君に致す。大著を捧読し、従者の行役の時に於いて風を採り俗を問ひ、隨地に留意せられ、寔に此の行に負かざるを覚ゆ。書中にて敝邦の政治の頽廢の原、孔教の式微の故に於いて、尤も能く痼結を洞見せられ、之を言うこと確鑿たり。弟、忝くも士流に属し、宗國を關懷すれば、之を読むに覺えず悚然として汗下り、慚愧交並す。興亜の念、中東聯合の思いに至りては、時々言間に流露すれば、則ち尤も先生の志事の在る所は僅かに筆墨の雅飭たるを以て古人を追蹤するのみならざるを見るに足る。敝邦の近事は復た言う可き無し。前月、法人は忽ち二十余年の成案を翻し、寧波人の申に在りて置きし所の義塚を索めんと欲し、寧人は大いに怒り、衆を聚めて与に争ひ、市を罷むること五日なり。近ごろ已に市を開きしも、此の事は尚お未だ了結せず。外人の要挾するは已に慣技に成りしも、此次忽ち閭閻の中の人の挫く所と為れり。忠義の氣は僅かに市井に留まるのみにて、愧ずべき也已。敬みて起居を問ひ、伏して維うに道の為めに自重せられんことを。弟汪康年頓首。

大著に張季直修撰の洋煙を吸食するを記せれど、其の實、伊の同に住む友人に吸食する者有り。此の事誤会に係るに似たり。又及ぶ。

6 (C78)

梅崖先生閣下

昨奉手書、承以敝國朝事變更²⁹⁾、垂念鄙人、感荷之至。敝國今歲改革、一切頗有除舊更新氣象、實皆康君有為一人所為。顧求治未免太急、康君又不能容人、凡與己不協者、必驅之而後快、以致釀此奇禍。敝國皇上已奉太后垂簾、維新諸政已奉詔不行。康君隻身南下、抵申後即為英兵輪接去、聞已至香港。其門人梁卓如行蹤已不知若何。康君之弟廣仁及參預新政之楊銳、林旭、譚嗣同、劉光第又楊深秀、則已奉旨處決矣。志事未遂、遽遭冤禍、深可慘痛。此外幸未株連。風聞當軸巨公已私召俄兵保護京城、而英公使亦電召印度兵到天津聽令。兩雄相角、其不以敝國北方為戰場也幾希。書至此、悲憤欲絕。想先生亦當同此浩嘆也。敬問起居。汪康年頓首。〔封筒表書き日付は八月十八日、1898年10月3日〕

梅崖先生閣下

昨に手書を奉け、弊國の朝事の変更を以て、念いを鄙人に垂らると承り、感荷の至りなり。弊國の今歲の改革、一切頗る旧きを除きて新しきに更むるの氣象有りしは、實に皆康君有為の一人の為す所なり。顧だ、治を求むるに未だ太だ急なるを免れず、康君又た人を容ること

29) 朝事變更：1898年9月に起きた戊戌の変法を挫折させたクーデターを指す。

能わず、凡そ己と協わざる者は必ずや之を駆りて後に快きなり。以て此の奇禍を醸すを致せり。弊国の皇上は已に太后の垂簾^{すいれん}を奉じ、維新の諸政は已に詔を奉じて行われず。康君は隻身^{せきしん}南下し、申に抵りし後に即ち英の兵輪に接去られ、已に香港に至れりと聞く。其の門人の梁卓如の行蹤も已に若何なるかを知らず。康君の弟の広仁及び親政に参与せし楊銳・林旭・譚嗣同・劉光第^{りゅうこうだい}又た楊深秀^{ようしんしゅう}は則ち已に旨を奉じて処決せられき。志す事は未だ遂げずして、遽かに冤禍に遭い、深く惨痛すべし。此の外は幸いにして未だ株連せられず。当軸の巨公は已に私かにロシアの兵を召して京城を保護せしめ、而も英の公使も亦た印度の兵を電召して天津に到らしめ令を聴かしむと風聞せり。両雄相角べ、其の敵国の北方を以て戦場と為さざるや幾ど希れなり。書すること此に至り、悲憤して絶えんと欲す。想うに先生も亦た当に此と同じく浩嘆すべし。敬みて起居を問う。汪康年頓首。

7 (C79)

梅崖先生閣下

八月十七日曾奉一緘、亮日内必可達覽。昨又奉手示、敬諗一切。蒙殷殷以鄙人為念、感何可言。敝國朝事變遷、實出意外。自康梁³⁰⁾遠颺後、譚嗣同等六人即行伏法、此外亦株連大員數人。近又新奉上諭、查封報館及學會等事。生民智識益以鋼蔽、維新其無日矣。從者熱腸冷眼、方以唇亡之危、代為憂慮。同志諸人均深憤激。顧假柯³¹⁾無日、償願何時？搔首問天、益增悲恫。餘不贅。肅復。敬問起居。弟汪康年頓首。〔封筒表書き日付は九月初七、1898年10月21日〕

梅崖先生閣下

八月十七日に曾て一緘を奉^{たてまつ}り、亮うに日内に必ず達覽すべし。昨に又た手示を奉^うけ、敬みて一切を諗る。殷殷として鄙人を以て念と為すを蒙り、感は何ぞ言う可けんや。敝国の朝事の変遷は実に意外に出づ。康梁の遠く颺^{とびさ}りてより後、譚嗣同等の六人は即行に法に伏し、此の外にも亦た大員の数人に株連せり。近ごろ又た新たに上諭を奉じ、報館及び学会を查封する等との事。生民の智識は益ます以て鋼蔽し、維新は其れ日無からん。從者は熱腸冷眼にして、方に唇亡の危きを以て代りて為に憂慮す。同志諸人均しく深く憤激す。顧だ、柯を假るに日は無く、願いを償うは何れの時か。首^{こうべ}を搔き天に問い、益ます悲恫を増す。余は贅せず。肅みて復す。敬みて起居を問う。弟汪康年頓首。

8 (C80)

梅崖先生經席

敝國不幸變政禍起、屢承垂詢、深所感愜。前草布聞近狀、未能詳也。緣敝國諸大臣蒙塞未啟、

30) 康梁:康有為と梁啓超。

31) 柯:「柯斧」(法規、法典)の意か。「假柯」は洋務運動のスローガンである「借法自強」のこと、つまり外国の政法・技術を取り入れることを意味するか。

而食於弊者³²⁾，持之尤堅固，且稍知時事者，又難出多途，未嘗有真能聯合為一者。而某欲以不合之人心，行未謀之政法，又間雜以私意，遂致倏忽之間潰裂橫決，難復措手。他不足惜，其奈無計挽回何？先生最關心東亞時局，有何高識，望隨時見教。弟今年疊受震撼，猶欲持之以堅忍，今則真無可為矣。近又得肺症，愁病交侵，亦適與時局相會耳。貴國合揅³³⁾，本欲至大坂親觀盛典，以新有所戚，不果東渡，當再刻期耳。敬候起居。汪康年頓首。廿八日。尊太夫人暨尊夫人前一並候問。〔封筒表書き日付は九月廿九日、1898年11月12日〕

梅崖先生経席

敝国は不幸にして変政の禍起こり、屢しば垂詢を承り、深く感愜する所なり。前草にて近状を布聞せしも、未だ詳らかにする能わざるなり。敝国の諸大臣は蒙い塞がれて未だ啓かず、而も弊に食む者は之を持すること尤も堅固にして、且つ稍や時事を知る者は又た雑に多途より出で、未だ嘗て真に能く聯合して一と為る者有らず。而して某は合わざるの人心を以て、未だ謀らざるの政法を行わんと欲し、又た間雑するに私意を以てし、遂に倏忽の間に潰裂横決し、復た手を措き難きことを致せり。他は惜しむに足らざるも、其れ挽回する計無きを奈何せん。先生は最も東亜の時局に関心すれば、何か高識有らば、隨時教えらるるを望む。弟は今年疊ねて震撼を受くるも、猶お之を持するに堅忍を以てせんと欲す。今は則ち真に為すべきこと無し。近ごろ又た肺症を得、愁いと病いと交ごも侵し、亦た適たま時局と相会うのみ。貴国の合揅、本より大坂に至りて親ら盛典を觀んと欲すれども、新たに戚うる所有るを以て、東渡を果たさず、当に再び刻期すべきのみ。敬みて起居を候う。汪康年頓首。二十八日。尊太夫人暨び尊夫人の前に一並に候問す。

9 (C81)

梅崖先生閣下

不見積年，想望為勞，近方以未見手翰為悵。乃日前得尊函，知春日見賜兩函，並辱贈大著。既紉³⁴⁾厚意，尤恨郵遞之阻，致未得奉讀，悵悵何極。田宮春策³⁵⁾君，人極醇實。已與浩吾兄商量，即在浩吾之經正學堂中讀書，並學習敝國語言。因學堂中人多，可期莊嶽³⁶⁾之效。弟就田宮生詢得先生近況，並詢得太夫人及夫人均平安，甚以為慰。敝國上下惘然，致有此等奇異之事，可

32) 食於弊者：生活が弊害によって支えられる者。

33) 合揅：「合操」とも。1898年11月に大阪で行われた日本の陸軍大演習。

34) 紉：「紉佩」に同じ。感激する。心にとどめて忘れない。

35) 田宮春策：山本梅崖の門生。山本が汪康年に宛てた書簡（『汪康年師友書札・四』所収）に、父は医業に従事するとある。また『梅崖先生年譜』には、山本が大阪で医院を開業していた田宮之春という人物と長く付き合っていたという記録もある。推測ではあるが、田宮之春と田宮春策は父子関係の可能性が高い。

36) 莊岳：もとは齊国の街里の名であるが、ここでは周りの環境の意。『孟子』滕文公篇の「引而置之莊嶽之間數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣」（引いて之を莊嶽の間に置くこと數年ならば、日々に撻って其の楚たらんことを求むと雖も、亦得可からず）による。

痛亦復可愧。弟頻月上書³⁷⁾ 各大官，請其自行剿匪³⁸⁾，終不見聽採。目下兩宮播遷³⁹⁾，深入陝西，禍首亦不肯重辦。各國藉此不允議和。禍變之來，曷其有極。先生關懷東亞，當必日夕憂勞也。專肅⁴⁰⁾。即候起居。弟康年頓首。閏月十三日。

前函寫訖未發，昨田宮生又持賜物見付，已拜受矣。年來棲遲海上⁴¹⁾，實勞我心。回憶從前吾二人申坂⁴²⁾過從時局，心境蓋已相去天壤。今對玆貽⁴³⁾，益增夙感矣。將來弟或有閒暇能再至大坂，一敘積懷，亦快事也。復候文安。康年又上。閏月十五日。浩吾函⁴⁴⁾ 埴上。〔光緒二十六年閏八月十五日、1900年10月8日〕

梅屋先生閣下

積年見えず、想望して勞と為す。近ごろ方^{まさ}に未だ手翰を見ざるを以て悵と為す。乃ち日前に尊函を得、春日に両函を賜られ、並びに「辱^{かたじけな}」くも大著を贈りたるを知る。既に厚意に忝^{あず}かりしに、尤も郵逋の阻により、未だに奉読を得ざるを致すを恨み、悵悵として何ぞ極まらん。田宮春策君は人極めて醇実たり。已に浩吾兄と商量し、即ち浩吾の經正学堂中に在りて讀書し並びに敝国の語言を学習せしむ。学堂中に人多きことに因りて、莊岳^{そうがく}の効を期すべし。弟、田宮生に就きて先生の近況を詢^{うかが}い得、並びに太夫人及び夫人等しく平安たるを詢い得て甚だ以て慰めと為す。敝国は上下に懽然^{ほうぜん}として此等の奇異の事有るを致し、痛むべく亦た復た愧ずべし。弟、頻月各大官に上書し、其に自ら剿匪^{そうひ}を行わんことを請いしも、終に聽採^{ちようさい}せられず。目下兩宮は播遷^{はせん}し、深く陝西に入り、禍首も亦た重く弁ぜんことを肯んぜず。各国は此れを藉りて議和を允さず。禍變の來たるは曷^{ゆる}ぞ其れ極まること有らん。先生は東亜を關懷し、當に必ず日夕憂勞すべし。專肅す。即ち起居を候う。弟王康年頓首。閏月十三日。

37) 頻月上書：『汪穰卿先生伝記遺文』（汪詒年編、文海出版社印行、第128頁）に、「五月，北方拳乱既盛，南方亦岌岌可危。先生甚憂之，特至湖北，以勦拳匪効政府之說上諸張孝達制軍，又至江寧託人將前說上書劉峴莊制軍。至而李少荃傳相至上海，復聯合同志上書傳相，請即率兵入都，以勦匪為媾和之根本。惜均未見採用。」とある。

38) 剿匪：義和団を掃滅すること。

39) 兩宮播遷：1900年の義和団の乱の際、北京陥落の前に西太后と光緒帝が山西省を經由して陝西省に避難したこと。

40) 專肅：専ら肅みて申し上げる、の意の略語。類似のものに、「專此」（専ら此に申し上げる）がある。本稿では試しに「專肅す」「專此す」と訓読す。

41) 海上：上海。

42) 申坂：上海と大阪。山本梅屋が1897年11月に上海に遊んだとき、また汪康年が1898年1月に大阪に來たとき、二人はいずれも数回にわたり会っている。

43) 玆貽：貴重な贈り物。

44) 浩吾函：葉瀚から山本梅屋への書簡。その内容は次の通りである。「梅屋先生大人閣下。前奉惠書，敬悉令門弟田宮君將來弊邦學習官話。今昨得見田宮君，出惠函，拜悉起居佳暢，至慰至慰。田宮君氣質厚重，清英內含，望而知為德門佳士。現已延居弟設經正書院中，居清上海英界新馬路梅福里二弄二十九号。屋中月定房膳金八元。其官話弟可親教，不須論脩，日教兩點鐘，諸祈放心。恐係尊盼，特乘汪康年先生寄書之便，敬陳數言。即請道安。葉瀚拜上。陰曆閏八月十三日夜。」

前函を書き訖りて未だ發せざるに、昨に田宮生又た賜物を持して付せられ、已に拝受せり。年来海上に棲^{せい}遲^ちし、実に我が心を勞す。従前吾が二人 申坂にて時局^{かじゅう}を過^か從^{じゅう}せしことを回憶するに、心境蓋し已に相去ること天壤のごとし。今玆^し胎^{たい}に対して益^{しやく}ます夙^{しよく}感を増す。将来、弟、或いは閑暇^{かんか}有りて能く再び大坂に至りて積懷^{しやくかい}を一叙せば、亦た快事なり。復た文安^{ぶんあん}を候^{もとめ}う。康年又た上^{あたま}る。閏月十五日。浩吾の函を附上す。

10 (C82)

梅崖先生惠督

碌碌久未奉箋。秋間弟恐有意外之虞、官中之緹騎⁴⁵⁾、海外之暴徒、謠諑四起、在在可虞。然弟自問無他、淡然聽之而已。兩三月來、始漸寧息。方欲圖為汗漫之遊⁴⁶⁾、而慈親忽寢疾⁴⁷⁾、奉侍不得暫離。醫藥失調、遂致棄養⁴⁸⁾。五中⁴⁹⁾摧絕、無復生意。家國之事、咸盡如斯、可為奈何？閣下所言田宮生、初時頗見謹飭、後聞其游燕稍頻、因告葉君、請其隨時告誡。日前葉君復懇其侮慢、訊諸田宮、語多差異。問諸學堂、始知葉君以學堂需用、乘夜問田宮索下月應補之款、田宮意不謂然、遽揮令去。葉君辦學堂極堅苦、而於人事未盡妥愜。田宮氣盛、詆毀之詞、殊多失當。今已函勸田宮、屬⁵⁰⁾其移去。聞其不日將游福州云。弟值新喪、本不敢輒作書。因恐閣下念及田宮事、故特函告。不盡欲言。棘人⁵¹⁾康年稽顙。〔封筒表書き日付は十一月廿八日、1901年1月18日〕

梅崖先生惠察

碌碌^{ろくろく}として久しく未だ箋を奉ぜず。秋間に、弟恐るらくは意外^{おそ}の虞^いれ有らん。官中の緹騎^{ていき}、海外^{かいがい}の暴徒^{ぼうと}、謠諑^{ようせう}四に起ち、在在虞^いる可し。然るに弟は自問して他無く、淡然として之を聴くのみ。兩三月來、始めて漸く寧息せり。方に汗漫^{かんまん}の遊びを為すを図らんと欲するも、慈親忽ち寢疾^{しんじつ}し、奉侍して暫くも離るるを得ず。医藥失調し、遂に棄養^{きだ}を致す。五中^{ごちゆう}摧^{くだ}き絶たれ、復た生きる意無し。家國^{かこく}の事、咸^{みな}な^{ことごと}く斯くの如く、奈何に為すべけんや。閣下の言う所の田宮生、初めの時は頗る謹飭^{きんしよく}に見ゆれど、後に其の燕^{うった}に遊ぶこと稍や頻りなるを聞き、因りて葉君に告げ、其に隨時告戒せんことを請う。日前、葉君復た其の侮慢^{うった}を懇^こえ、諸を田宮に訊けども、語に差異多し。諸^{これ}を學堂に問いて始めて知る、葉君は學堂の需用を以て夜に乘じて田宮に問いて下の月の応に補うべきの款を索めたれど、田宮は意に然ると謂わず、遽かに令^{はら}を揮^{はら}いて去りしと。葉君は學堂を弁ずるに極めて堅苦なれども、人事に於いては未だ^{ことごと}く^{だきよう}は妥愜^{たきよう}ならず。

45) 緹騎：執金吾の部下の騎兵、宮殿の警護にあたる。犯人逮捕などを職務とする役人。

46) 汗漫之遊：気ままの遊び。

47) 寢疾：病気になること。

48) 棄養：養うのを棄てること。亡くなること。

49) 五中：五臓。

50) 属：「嘱」に通じる。

51) 棘人：父母の喪に服している人が自分を言う言葉。

田宮は氣盛んにして詆毀^{そし}の詞^{ことば}殊に失当多し。今已に函して田宮に勸め、其の移り去るを属^{しよく}せり。聞くに其れ不日將に福州に遊ばんとすしか云う。弟、新喪^{あた}に値り、本より敢えて^{もと}輒^{すなわ}ち書を作らず。閣下の田宮の事^{おも}に念^{きよくじん}及ぶ事を恐るるに因り、故に特に函告す。言わんと欲するを尽くさず。棘^{けいそ}人康年稽顙^そす。

11 (C83)

梅崖先生閣下

正月初四奉到手書、承^う以先慈見背^{けんはい}⁵²⁾、遠致唁慰、曷勝悲感。康年自少年至今、咸荷慈親教訓、凡諸行事、恆稟命焉。忽失瞻依、何以自勵？承規勉再三、謹當凜遵。田宮之事、蓋一時血氣之過、希隨意戒飭之、必能矯揉以歸於正。甚不可削弟子籍、使彼難於改過也。葉先生得尊函、亦同此意。又承遠致香茸、已與浩吾一同拜受。味甚清腴、可與蘑菇香菌等物比美。屢蒙厚餉、何以克^う當⁵³⁾？至敝國事、摧剝⁵⁴⁾至此、益無可言。然果能回鑾歸政、變法自強、或尚可挽回。所慮政府無主持之人、徒以粉飾敷衍為事、則更不可救藥矣。弟於變法之事、頗有所擬、但徧觀近日要人、無可與語、徒仰屋竊歎而已。專此。敬候起居。弟制⁵⁵⁾康年稽。十五日。伯母大人、尊嫂夫人前同此請安。〔封筒表書き日付は正月十五日、1901年3月5日〕

梅崖先生閣下

正月初四に手書を奉^うけ到り、先慈^{けんはい}の見背^みせるを以て、遠^{げん}く唁慰^いを致すを承り、曷^{なん}ぞ悲感に勝えん。康年は少年より今に至り、咸^うな慈親の教訓するを荷け、凡そ諸の行事は恒に命を稟^うく。忽^{せん}ち瞻依^いを失い、何を以て自勵せん。再三に規勉せらるるを承り、謹みて当に凜^{りん}遵^{じゆん}すべし。田宮の事は蓋し一時の血氣の過ちにして、^{こいねが}希^うわくは隨意に之を戒飭せられんことを。必ずや能く矯揉して以て正しきに帰せん。甚だ弟子の籍を削り、彼をして過ちを改むるに難からしむるべからず。葉先生も尊函を得て亦た此の意に同じ。又た遠く香茸を致すを承り、已に浩吾と一同に拜受せり。味甚^{せい}だ清腴^ゆにして、^{きの}蘑菇^こ香菌^{しいたけ}等の物と美を比^しぶべし。屢^{しば}しば厚餉を蒙り、何を以て克^うく当らん。敝國の事に至りては、^{さいはく}摧剝^こせらるること此に至り、益ます言うべきは無し。然れども果たして能く回鑾し、變法自強すれば、或いは尚お挽回すべし。慮る所は政府に主持するの人無く、徒らに粉飾敷衍するを以て事と為すのみなれば、則ち更に救藥すべからず。弟、變法の事に於いて、頗る擬するところ有るも、但だ近日の要人を徧觀するに^{とも}手^{ひそ}に語るべきは無く、徒だ屋を仰ぎて竊かに嘆^{ひそ}くのみ。專此す。敬みて起居を候う。弟制^{とも}康年稽す。十五日。伯母大人、尊嫂夫人の前にこれ同に安を請う。

52) 見背：父母や年長の親族が死去すること。

53) 克当：引き受ける勇氣がある。

54) 摧剝：虐げること、屈辱を与えること。

55) 制：親が死んで3年の喪に服すきまり。ここでは、喪中にあること。

12 (C84)

梅崖先生執事

久未奉書、深自悵歎。然於執事之言論起居、固日在寤寐中。吾國近日之事、若起若仆、上下之人、若睡若醒。雖疾起直追、無從致力。非迎機徐導、巽以行權、不能為功。惟外力之迫促日甚、真令人不知稅駕⁵⁶⁾之所矣。至於事變之蕃藪⁵⁷⁾、新機之阻滯、異端之橫出、正非一二語所能了。執事於同洲之誼、最為關注。怒擣⁵⁸⁾之情、彼此同之。茲因有友人東游、奉上龍井之雨前茶二瓶、天目山雲霧茶二瓶、刻磁茶杯十個、敬備奉養之需、敢乞督入。如箸述有暇、尚望有以勗⁵⁹⁾之。專肅。敬請台安。即頌儷祉⁶⁰⁾。汪康年稽首。八月一日。太夫人尊前敬候起居。〔封筒表書き日付は八月一日、1901年9月13日〕

梅崖先生執事

久しく未だ書を奉^{たてまつ}らずして、深く自ら悵歎たり。然るに執事之言論起居に於いては、固より日び寤寐^{ごび}の中にあり。吾が国の近日の事、起つが如く仆^{たお}るがごとし。上下の人、睡れるがごとく醒めるがごとし。疾く起ちて直ちに追わんと雖も、従りて力を致す無し。機を迎え徐^{おもむろ}に導き、巽^{したが}うに行權を以てするに非ずんば、功を為すこと能わず。惟だ外力の迫促するは日ごとに甚だしく、真に人をして駕^{おろ}を税す所を知らざらしむ。事変の蕃藪^{はんさく}、新機之阻滯、異端之横出に至りては、正に一二の語の能く了する所に非らず。執事は同洲^{よし}の誼みに於いて最も為に關注す。悲禱の情は彼此之を同じくす。茲に東遊する友人有るに因りて、龍井の雨前茶二瓶、天目山雲霧茶二瓶、刻磁茶杯十個を奉上し、敬みて奉養の需に備え、敢えて督^{きつにゅう}入せられんことを乞う。如し著述に暇有らば、尚お以て之を勗^{はげ}ますこと有るを望む。專肅す。敬みて台安を請う。即ち儷祉^{れいし}を頌す。汪康年稽首す。八月一日。太夫人の尊前に敬みて起居を候う。

13 (C85)

梅崖先生執事

秋間曾托姚生（錫光子、名鴻法、字蘭蓀）奉信一封並刻磁茶杯十只（共一匣）、茶葉四瓶。據云由敝國神戸領事轉寄。久未得覆書、不知已達否？近維萱侍⁶¹⁾清健、德業日進、至為欣羨。敝國之事、見日報者想先生久已覽悉。近雖和議初定、兩宮回鑾、然俄約商約⁶²⁾關繫極重、尚未知所底止。至變法一事、尤難措手。心志既不一、又杆格甚多。惟望親政有期、或尚可徐圖布置。

56) 稅駕：税は脱に通じる。駕を下して車を止めること。転じて休むことまたは落ち着くことを指す。

57) 蕃藪：複雑で奥深いこと。

58) 怒擣：ひどく悲しみ痛むこと。『詩』小雅・小弁に、「我心憂傷、怒焉如擣」（我が心憂え傷み、怒うこと擣くが如し）とある。

59) 勗：勗・勗と同じ。勉める、励ます、の意。

60) 儷祉：夫婦生活が円満で幸福であること。

61) 萱侍：母親に侍ること。ここでは、母親を指すか。

62) 俄約商約：中国とロシアが中国東北の還付をめぐる交渉。その結果、1902年4月にロシアが三期に分けて中国東北から撤兵することを主要内容とする『交收東三省条約』（『満州還付条約』）が締結された。

然茲事絶非在下者所能設法如何如何。康年近年以來枯索如一槁木，反己自思，極深罪疚，惟自恨虛具形骸而已。嘗欲與先生一論此事，然事類至繁，非筆墨所能宣罄。東望蓬瀛⁶³⁾，聊伸意款。猶冀不我遐棄，時惠教之為幸。專此。敬候起居。不一。弟汪康年拜。初七日。〔封筒表書き日付は十二月初八日、1902年1月17日〕

梅崖先生執事

秋間に曾て姚生（錫光の子、名は鴻法、字は蘭蓀）に託して信一封並びに刻磁茶杯十只（共一匣）^{あわせてひとはこ}、茶葉四瓶を奉れり。云うに挾れば、敝国神戸領事より転寄せしと。久しく未だ覆書^{ふく}を得ずして、已に達せるや否やを知らず。近ごろ維^{おも}うに宣侍は清健にして、徳業は日に進まれんことを。至りて欣羨たり。敝国の事の日報に見ゆる者^{こと}、想うに先生久しく已に覧悉せりと。近ごろ和議初めて定まり、兩宮回鑾^{かいらん}せしと雖も、然れども俄約の商約は関係すること極めて重く、尚お未だ底止する所を知らず。変法の一事に至りては、尤も手を措き難し。心志は既に一ならず、又た杆格^{かんかく}すること甚だ多し。惟だ親政するに期有るを望むのみにて、或いは尚お徐^{おもむろ}に布置するを図るべし。然れども茲の事は絶えて下に在る者の能く如何如何に法を設ける所に非ず。康年は近年以来枯索すること一つの槁木の如し。己を反りみて自ら思うに、極めて深く罪疚し、惟だ自ら虚しく形骸を具うのみを恨む。嘗て先生と此の事を一たび論ぜんと欲せしも、然れども事類至りて繁しく、筆墨の能く宣^のべ罄^{つく}す所に非ず。東のかた蓬瀛^{ほうえい}を望み、聊か意款を伸ぶ。猶お冀^{こいねが}わくは我を遐^{とお}ざけ棄てず、時に之に惠教せられんことを幸いと為す。專此す。敬みて起居を候う。不一。弟汪康年拜す。初七日。

14 (C86)

梅崖先生執事

久未得音問，方深想念，前日奉手書，如荷百朋之錫⁶⁴⁾。伏承雅意，招閱貴國博覽會⁶⁵⁾，藉茲盛舉，得觀芳儀，於以拾墜歎⁶⁶⁾，理舊緒，寧非快事。惟近日大局日壞，吾輩處漏舟之上，日夜慌惕，不知所措。所謂“傷心人別有懷抱”，安得復有心情與貴國諸君子辜較品物，角勝工藝？（此非虛語。蓋弟所亟欲得一見，同道其心曲者，惟君耳。）若天假之緣，得因事會與君相見，深所願也。至鄙意所懷，端緒千萬，恨非筆墨所能宣罄，謹函陳其略，惟君鑒之。羅君⁶⁷⁾於前月初丁内艱⁶⁸⁾，能至東与否，未可知。葉君方有譯書之役，恐未及東行也。專覆。敬請箸安。弟康年頓首。廿八夜。

再，此函前日廿八所作，近日始發，亦可見弟意志墮敗之大端矣。〔封筒表書き日付は四月十二日、1903年5月8日〕

63) 蓬瀛：蓬萊と瀛洲のこと。いずれも伝説上の東方三神山の一つ。

64) 百朋之錫：「朋」は貨幣としての貝の数の単位で、「錫」は「賜」に通じる。『詩』小雅・菁菁者莪に、「既見君子，錫我百朋」（既に君子を見れば、我に百朋を錫わん）とある。

65) 博覽會：1903年に大阪で行われた第五回内国勸業博覽會。

66) 墜歎：過ぎ去った日の歎樂。

67) 羅君：羅振玉のこと。

68) 内艱：母親が死去すること。

梅崖先生執事

久しく未だ音問を得ずして、深く想念するに^{あた}方り、前日に手書を^う奉け、百朋の^{たまもの}錫を^{こうむ}荷るが如し。伏して雅意を承り、貴国の博覧会を閲するに招かれ、茲の盛挙を藉りて、芳儀に^あ覲うを得、於以て墜歎を^も拾い、旧緒を^{きゅうしよ}理むるは、寧んぞ快事に非ざらん。惟だ近日の大局日ごとに^{じゅうてき}壊れ、吾が輩は漏舟の上に^{おさ}処し、日夜^{じゅうてき}慌^{わが}惕^{てき}し、措く所を知らず。所謂「傷心する人は別に懷抱有り」、安んぞ復た心情有りて貴国の諸君子と品物を^{ここう}辜^ご較^{けう}し、工芸を角勝することを得ん。（此は虚語に非ず。蓋し弟の^{すみ}亟^{とち}やかに一見し同に其の心曲を^い道^{どう}うを得んと欲する所の者は惟だ君のみ。）若し天の^{たま}仮^ま縁^{えん}にて、事に^つ因^{いん}りて^{たま}会^またま君と^{まみ}相^あ見^みゆるは、深く願う所なり。鄙意の懷く所に至りては、端緒千万にして、恨むらくは筆墨の能く^の宣^のべ^つる所に非ず。函して其の略を^の陳^ねべ、^{わが}惟^わわくは君之を^ま鑑^{かん}みよ。羅君は前月の初に於いて^{ないかん}内^{あた}艱^いに^あ丁^{てい}り、能く東に至るや否や、未だ知るべからず。葉君は方に^{まさ}訳書の役有り、恐るらくは未だ東行するに及ばざらん。専ら覆す。敬みて^ま箸^し安^{あん}を^ま請^{こう}う。弟康年頓首。二十八日の夜。

また、此の函は前日の二十八日に作る所にして、近日始めて^{きはい}発^{はつ}す。亦た弟の意志の^{きはい}驕^{きう}敗^{はい}せる大端を見るべし。

15 (C87)

前者辱蒙賜書、欣悉先生以高年清德、猶得循南陔之養⁶⁹⁾、盡萊綵⁷⁰⁾之懽、近且卜築林泉、表率後進、敬仰無已。承教以敝國勢瀕危、宜及時有所陳納。先生厚愛吾國之心、誠足感佩。彼時即欲奉書、顧以方欲有所營構、思欲得當以報、故遲遲未發。今則所希望之事悉成夢幻、惟姑為其所得為、以俟不可必得之天幸而已。敝國之不能即振、更僕難數⁷¹⁾。要而言之、則腐敗之原因、不盡在政治、而在於社會。今者上無握權出治之大臣、下無章志貞教⁷²⁾之大儒、而發於上與號召於下者、咸不能出以精白誠一之心、則氣運之挽回、正未易言也。貴國上下戮力一心三十年、遂得戰勝強俄、為地球上第一等強國、使敝國亦得有變法自強之機會、斯實下士所欣幸也。和議之成、貴國社會咸不滿意。弟意小村大臣明於形勢、熟於計劃、其所以不能盡其力量者、蓋實察於彼已及列強相對待之故、遂有不得不出於此者。不知先生以為何如？弟旅京⁷³⁾年餘、近復南下、

69) 南陔之養：孝子が老いた両親を養うこと。毛詩序に、「南陔、孝子相戒以養也。」（南陔は孝子相戒めて以て養うなり）とある。また『文選』所収の東哲「補亡詩」に「循彼南陔、言采其蘭」（彼の南陔に循い、其の蘭を采ると言う）とある。

70) 萊綵：親孝行のこと。七十歳になった老萊子が親を喜ばせるために綵衣（派手な着物）を着て、子供のように遊んだりする、という『二十四孝』の故事による。

71) 更僕難數：数えきれないほど多いこと。『礼記』儒行篇に、「遽数之不能終其物。悉数之乃留、更僕未可終也。」（遽に之を数えば、其の物を終す能わず。悉く之を数えば、乃ち留し、僕を更うるも未だ終す可からざるなり。）とある。

72) 章志貞教：自らの志を明らかにし、貞しく民を教え導くこと。『礼記』緇衣篇に、「故長民者、章志、貞教、尊仁、以子愛百姓、民致行己以說其上矣。」（故に民に長たる者は、志を章らかにし、教えを貞しくし、仁を尊び、以て百姓を子愛すれば、民は己を行を致して其の上を説ばす。）とある。

73) 旅京：汪康年は1904年に内閣中書に任命されたので、北京入りした。

將來當仍入京一行。跋來報往，自顧殊無所謂，以承雅意，姑述所懷，意所欲言，百不及一。奉上小説一種，聊為先生下酒物⁷⁴⁾。望晒存之。即上梅崖先生。並候堂上萬福。汪康年拜上。中曆八月十三日。〔1905年9月11日〕

前者、辱^{さきに}も賜書を蒙り、先生 高年清徳を以て猶お南陔^{なんがい}の養いに循うを得、萊綵^{らいさい}の懽^{よろこ}びを尽くし、近ごろ且つ林泉に卜築し、後進を表率せらるるを欣悉し、敬仰すること已む無し。敝国勢の危うきに瀕するを以て、宜しく時に及んで陳納する所有るべきを教えらるるを承り、先生の厚く吾が国を愛するの心は誠に感佩するに足る。彼の時即ち書を奉らんと欲せしも、顧^ただ方に營構するところ有らんと欲し、当を得て以て報ぜんと思^{おも}ひ欲み、故に遅々として未だ発せず。今は則ち希望するところの事悉く夢幻と成り、惟だ姑^{しばら}く其の為すを得る所を為して、以て必ずしも得べからざる天幸を俟つのみ。敝国の即ちに振るうこと能わざるは、僕を更うるも数え難し。要して之を言え、即ち腐敗の原因は、尽くは政治に在らずして、社会に在り。今者、上に権を握り出でて治むるの大臣無く、下に志を章らかにし教を貢^{ただ}しくするの大儒無し。而も上より発する者も下に号召する者も、咸な出だすに精白誠一の心を以てすること能わざれば、則ち氣運の挽回正に未だ言ひ易からざるなり。貴国は上下力を戮^{あわ}せ心を一つにして三十年、遂に強き俄^{ロシア}に戦勝するを得、地球上の第一等の強国と為り、敝国をして亦た变法自強の機会^{たも}を有つことを得しめ、斯^{これ}実に下士の欣幸する所なり。和議これ成るも、貴国の社会は咸な滿意せず。弟意^{おも}うに、小村大臣は形勢に明るく、計画に熟するも、其の力量を尽くすこと能わざりし所以は、蓋し彼己及び列強の相対待するに於いて実察せし故に、遂に此れに出でざるを得ざりき。先生の何如に以為^{おも}うかを知らず。弟、京に旅せるは年余にして、近ごろ復た南下し、将来当に仍お京に入りて一たび行^{けだ}くべし。跋來報往し、自ら顧みるに殊に謂う所無くも、雅意を承けたるを以て、姑^{しばら}く懷う所を述ぶ。意の言わんと欲する所は、百の一に及ばず。小説一種を奉上し、聊^{いささ}か先生の下酒物^{かしゅぶつ}と為さん。晒^{わら}いて之を存ぜられんことを望む。即ち梅崖先生に上^{たてまつ}る。並びに堂上に万福を候う。汪康年拜上。中曆八月十三日。

16 (C88)

梅崖先生執事

積年未修箋候⁷⁵⁾。前奉惠書，如獲拱璧。承甘飴之奉⁷⁶⁾，與日俱永。栽花釣魚，怡適天性，羨⁷⁷⁾佩⁷⁷⁾無似。弟所處境地，與君煞隔。匪風之懼⁷⁸⁾，排日而積。加以情性迫狹，懷倚柱之悲，少樂

74) 下酒物：酒のさかな。

75) 箋候：書簡を以て何うこと。

76) 甘飴之奉：老親に甘飴を奉じ、孝行すること。

77) 羨佩：羨望・感心すること。

78) 匪風之懼：ここでは、自らが禍難に遭うことへの心配を意味する。「匪風」は『詩』国風・匪風に基づく。毛詩序に、「匪風，思周道也。国小政乱，憂及禍難，而思周道焉。」（匪風は、周道を思うなり。国小にして政乱る。禍難に及ぶを憂えて周道を思う。）とある。

天之趣。近來蹤跡南北靡常，而顛躓頻仍，見排時貴⁷⁹⁾，頗謂冰蘖之懷。無當大雅，故未敢輒以鄙狀相告。茲因便羽⁸⁰⁾，聊奉此函並家刻《清尊集》一部（增《東軒吟社畫象》一冊）。是書為先伯祖小米公⁸¹⁾在道光朝賓游雅集之事，是時海宇無事，士大夫家居者，率以文酒為驩。撫今追昔，曷勝浩歎。敢希哂入⁸²⁾，聊供插架。又《莊諧選錄》一部，此短書小言，不為佳撰，然其間頗有以激諷時人為意者。前時曾托人奉一部，來函未及，疑已浮沈⁸³⁾。再奉一部，亦請是正之。敬候侍祉。餘不覲縷⁸⁴⁾。弟汪康年拜。八月十七日。〔1907年か、注79を参照せよ〕

梅崖先生執事

積年未だ箋候を修めず。前に惠書を奉じ、拱壁を獲るが如し。承れば、甘飴をこれ奉ぜらるること、日と俱に永し。花を栽え魚を釣り、怡びて天性に適い、羨佩すること似る無し。弟の処するところの境地は君と鯨る隔たる。匪風を之れ懼るるは日を排いて積る。加うるに情性迫狭するを以て、柱に倚るの悲しみを懷き、天を楽しむの趣きを少く。近來蹤跡は南北して常靡く、而も顛躓すること頻りに仍ね、時貴に排せられ、頗る氷蘖の懷と謂わん。大雅に当たる無く、故に未だ敢て輒ち鄙状を以て相告げず。茲に便羽に因り聊か此の函並びに家刻『清尊集』一部（『東軒吟社畫象』一冊を付す）を奉る。是の書は先伯祖小米公の道光朝に在りて賓游雅集せし事為り。是時、海宇に事無く、士大夫の家に居る者は、率く文と酒を以て驩を為せり。撫今追昔して、曷ぞ浩歎に勝えん。敢えて哂入を希い、聊か插架に供せん。又『莊諧選錄』一部、此は短書小言にして、佳撰たらず。然るに其の間に頗る時人を激諷するを以て意と為す者有り。前時曾て人に托して一部奉ぜしも、來函に及ばざりしかば、疑うらくは已に浮沈せしかと。再び一部を奉じ、亦た之を是正せられんことを請う。敬みて侍祉を候う。餘は覲縷せず。弟汪康年拜す。八月十七日。

79) 見排時貴：時の権力者に排斥されること。ここでは、汪康年が1907年3月に北京で創刊した『京報』が「楊翠喜事件」（段芝貴が女優楊翠喜を時の権力者載振に送り、そのおかげで黒竜江省の巡撫の座に抜擢されたというスキャンダル）を報道したため、同年8月に廃刊させられたことを指すか。

80) 便羽：ついでの人に頼んで渡す書簡。

81) 先伯祖小米公：汪遠孫（1789－1835）のこと。汪康年の祖父の兄。字は小米、嘉慶年間の挙人。曾て杭州で東軒吟社を結成し、そのメンバーの作品をまとめて『清尊集』として刊行している。

82) 哂入：笑納すること。

83) 浮沈：郵便物が届かないこと。豫章郡の太守になった殷洪喬は友人から託けられた多数の手紙を水中に投げ、「沈む者は自ずから沈め、浮く者は自ずから浮け、殷洪喬は致書郵を作すあたわず。」と言った、という『世説新語』任誕篇の中の故事による。

84) 覲縷：詳しくすること。

17 (C89)

梅崖先生閣下

自相別後、欲言萬端、雖時致緘函、恆慮格格⁸⁵⁾不得達。頃以事至東京⁸⁶⁾、約敝國八月内必至大坂、與先生暢浚⁸⁷⁾衷臆。謹先奉佈、用致相思。敬候起居。餘俟面述。汪康年拜。華八月初四日。〔1903年9月24日か、注86を参照せよ〕

梅崖先生閣下

相別れてより後、言わんと欲すること万端にして、時に緘函^{かんかん}を致すと雖も、恒に格格^{つね かくかく}として達することを得ざるを慮る。頃^{このころ}事を以て東京に至り、約敝國^{はぼ}の八月の内、必ず大坂に至り先生と衷臆^{ちゅう い ちようしゅん}を暢浚せん。謹みて先に奉布し、用って相思を致す。敬みて起居^とを候う。余は面して述ぶるを俟つ。汪康年拜す。華八月初四日。

18 (C90)

梅崖先生執事

前奉露箋⁸⁸⁾並大箸三種、及尊容寫真二幅、均已拜悉。又覩清嚴之狀、無異昔年、頗用為慰。惟論漢字不可廢、此意絕佳。然其理博奧、驟難尋究。故濡滯未覆。自餘兩種、崇正闢邪、故適如康年所欲言也。今者東西之說、固已大相爭競、復有最新之說起相搏擊。而實能洞見其誤、起而大聲疾呼、以全力抨擊之者、乃尚無其人。蓋斯事極難。蓋非學識足以洞見一切、而道力又足勝之、不能措一字也。敝國不幸連遭國恤⁸⁹⁾、荷遠相慰唁、感何可言。差幸國有大故而內容尚無他異、政府復能處以鎮定、故遠近咸稱安謐、是則尚為不幸中之幸。惟吾國新政尚無基礎、將來教育武備既在在須著力、而財政尤須整理。此則甚望在上者之能合羣策羣力以相主持、而非可恃尋常智巧為之者矣。雲海無涯、北風漸厲、望為道自重。不盡所懷。敬候起居。餘不一一。弟汪康年拜。十一月廿二日夜。〔消印日付は明治41年12月23日、備前牛窓〕

梅崖先生執事

前に露箋^{ろせん}並びに大箸三種及び尊容の写真二紙^うを奉け、均しく已に拜悉せり。又た清嚴なる状

85) 格格：食い違う、扞格する、の意。

86) 以事至東京：『汪穰卿先生伝記遺文』（汪詒年編、文海出版社印行、第142頁）に、1903年に汪康年が陳宜人という女性と再婚し、「某月遂偕陳宜人往遊日本」とある。東京を訪れた後、大阪入りして山本梅崖と会ったと思われる。ただし、同書簡の封筒表書き日付は「華八月初四日、日曆九月廿九発」となっている。1897-1910年の暦を調べたが、両者が一致する日はない。最も近いのは1903年の9月29日（旧暦八月初九）である。「華八月初四日」に書いたが、五日後の「日曆九月廿九」に投函したと理解すべきか。なお、本書簡に対する山本梅崖の返信は『汪康年師友書札・四』（上海古籍出版社、第3295頁）に収録されている。その日付は「日曆十月一日」となっている。

87) 暢浚：思い切り述べる事。『説文解字』に「浚、抒也。」（浚は抒なり）とある。

88) 露箋：お手紙。

89) 連遭国恤：光緒三十四年（1908）十月に、光緒帝と西太后が相次ぎ死去すること。

を觀るに、昔年に異なること無く、頗る用つて慰めと為す。惟うに、漢字を廢すべからざるを論ずるは、此の意絶佳なり。然れども其の理は博奥にして、驟かに尋究し難し。故に滯滯して未だ復せず。自余の兩種は、正を崇め邪を闢け、故より適に康年の言わんと欲する所の如し。今者、東西の説、固より已に大いに相い争ひ競い、復た最新の説起りて相搏撃する有り。而るに實に能く其の誤りを洞見し、起ちて大声にして疾呼し、全力を以て之を抨撃する者は、乃ち尚お其の人無からん。蓋し斯の事は極めて難ければなり。蓋し学識の以て一切を洞見するに足り、而も道力又た之に勝るに足るものに非ずんば、一字とも措くこと能わざればなり。敝国は不幸にして連ねて国恤に遭い、遠く相慰唁するを荷り、感は何ぞ言うべけんや。差幸にして国に大故有るも、而して内容は尚お他に異なること無く、政府も復た能く処するに鎮定を以てし、故に遠近咸な安謐なりと称す。是れ則ち尚お不幸中の幸いたり。惟うに吾が国の新政は尚お基礎無く、将来の教育と武備既に在在須らく著力すべく、而も財政は尤も須らく整理すべし。此は則ち甚だ上に在る者の能く群策群力を合わせ以て相主持するを望めども、尋常の智巧を恃んで之を為すべき者に非ず。雲海涯無く、北風漸く厲し。望むらくは道の為に自重せられんことを。懷う所を尽くさず。敬みて起居を候う。余は一一せず。弟汪康年拜す。十一月廿二日夜。

19 (C91)

梅崖先生執事

前者承以新年遠寄大刺⁹⁰⁾，相慶欣荷⁹¹⁾，相慶欣荷。閣下處景運方隆之國，於焉上奉萱闈⁹²⁾，下頓家族，一庭之内，雍睦有加，洵人生之至幸，抑亦不易有此遭逢也。弟半生事業已付漂萍，近且体羸多病，與時復多乖迕⁹³⁾，遙對故人，良有不堪為懷者。今正以友人之約姑作北行，顧亦渺無宗旨，少住一二日即當南返，為頑然待盡之身。莊子所謂“心固可如死灰，身固可如槁木⁹⁴⁾”，不圖千載而後。弟乃似之。蓋以生為贅，以死為幸，與樂生惡死之人情正相拂戾⁹⁵⁾。先生聞之，倘亦甚迂誕其說乎。胸中所懷萬端，閱不能述。聊以此義質諸左右，以為何如？專肅。敬候侍祺。弟汪康年拜。二月廿二日。〔1909年3月13日、消印日付は明治42年3月19日、備前牛窓〕

梅崖先生執事

前者、新年を以て遠く大刺を寄せるを承り、相慶び欣荷す、相慶び欣荷す。閣下は景運の方^{まさ}に隆ならん国に処り、焉に於いて上は萱闈に奉じ、下は家族を頓え、一庭の内、雍睦の加う

90) 刺：年賀状。

91) 欣荷：喜び感激すること。

92) 萱闈：萱堂に同じ。母親のこと。

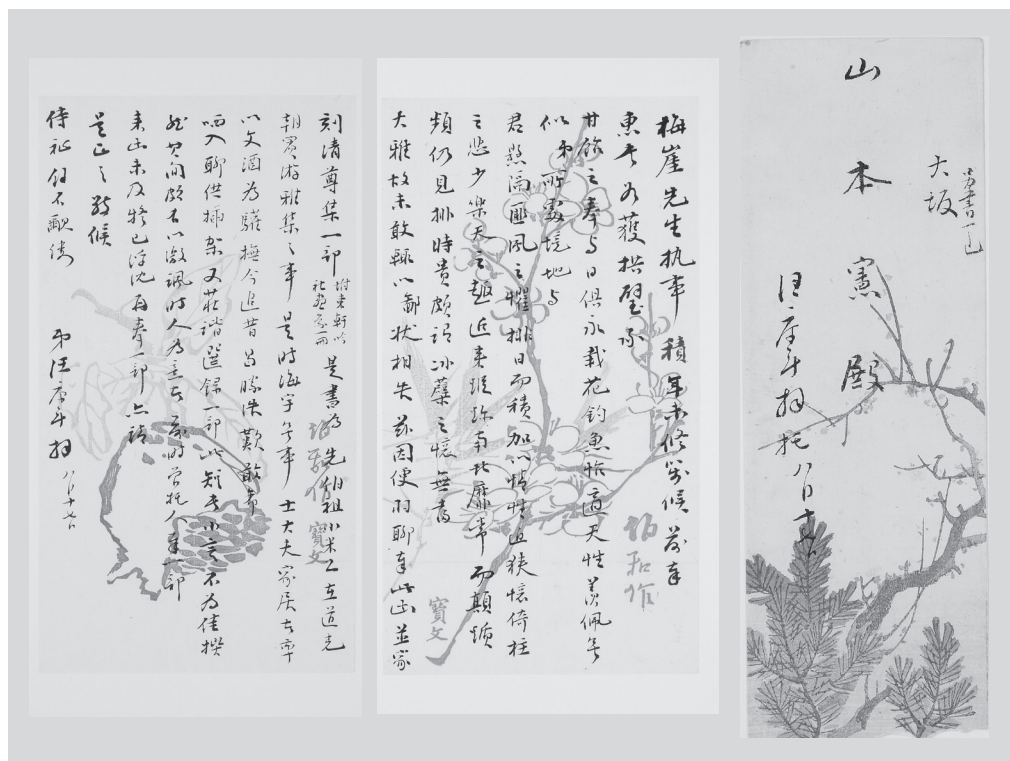
93) 乖迕：乖忤に同じ。食い違い。

94) 身固可如槁木：『莊子』齊物論篇に「形固可使如槁木，而心固可使如死灰乎。（形は固より槁木の如くならしむべきも、心は固より死灰の如くならしむべけんや。）」とある。

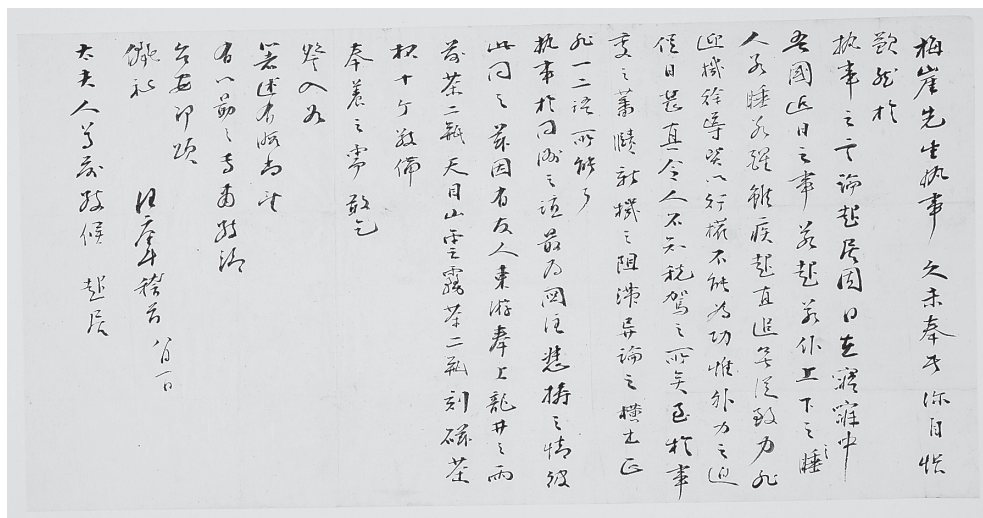
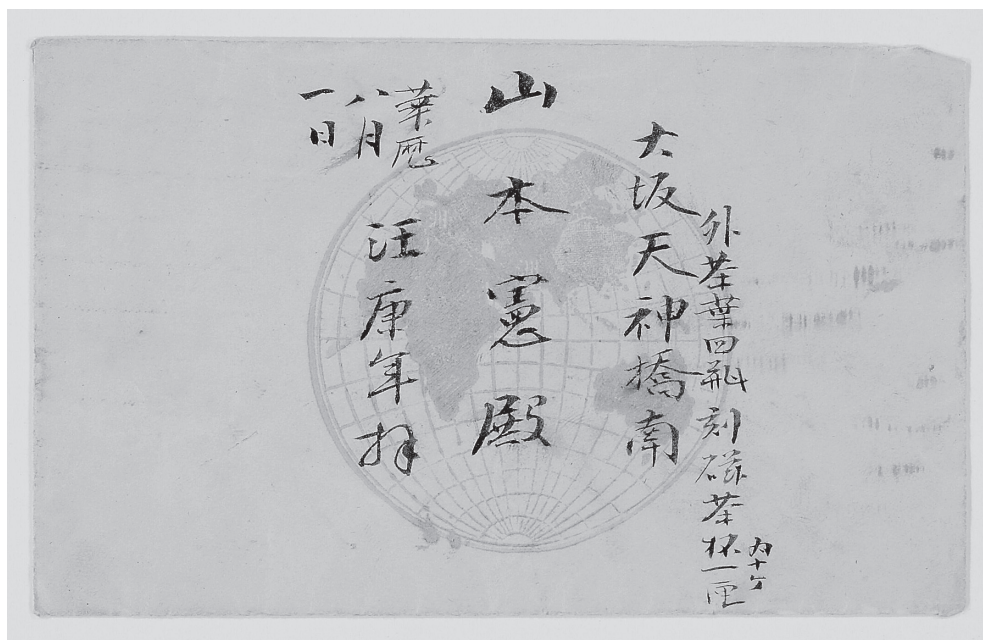
95) 拂戾：違う、違背する、の意。

ること有り、詢に人生の至幸抑そも亦た此の遭逢の有ること易からず。弟は半生の事業已に漂萍に付し、近ごろ且つ体羸く病多く、時と復た乖迂多く、遙かに故人に対し、良に懷を為すに堪えざる者有り。今正に友人の約を以て姑く北行を作すも、顧だ亦た渺として宗旨無く、少しく一二日住まりて即ち当に南へ返るべく、頑然として尽くるを待つ身と為る。莊子の謂う所の、「心固より死灰の如くならしむべく、身固より槁木の如くならしむべし」、千載の後を図らざるは、弟は乃ち之に似たり。蓋し生を以て贅と為し、死を以て幸いと為し、生を楽しみ死を惡む人情とは正に相拂戻す。先生は之を聞き、倘しくは亦た甚だ其の説を迂誕とするか。胸中の懷う所は万端にして、闕ざして述ぶる能わず。聊か此の義を以て諸を左右に質す。何如にか以為う。專肅す。敬みて侍祺を候う。弟汪康年拜す。二月廿二日。

本稿は、筆者が参加している『山本憲関係書簡』に残る康有為の従兄康有儀等の手紙からみた近代日中交流史の特質」（基盤研究（B）代表者名 吉尾寛 2011年～2015年）の成果の一部である。



汪康年書簡の底本〔16 (C88)〕



汪康年書簡の底本〔12（C84）〕

